【規程番号　神女短Ⅵ－006】

神戸女子短期大学学生健康診断規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学校保健安全法（昭和 33 年 4 月 10 日制定）にもとづき、神戸女子短期大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について必要な事項を定めるものとする。

（健康診断の種類）

第２条　健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

２　定期健康診断は、毎年定期に行うものとする。

３　臨時健康診断は、学医が必要と認めたときに行うものとする。

（受診の義務）

第３条　学生は健康診断を受けなければならない。

２　疾病その他の事由によって健康診断を受けることができないときは、その事由を保健室に届け出なければならない。

３　前項の事由がなくなったときは、保健室に申し出てすみやかに健康診断を受けなければならない。

（事後措置）

第４条　大学は、健康診断の結果を受診した学生に通知するものとする。

２　大学は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは学医と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

３　健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

（復学時の受診）

第５条　休学中の者が復学しようとするときは、保健室に申し出て、健康診断を受けることができる。

（証明書の発行）

第６条　第 3 条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とする時は、これを発行することがある。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（委員会名称の変更）